

## 伊予市ホームページ広告掲載取扱要領

平成 18 年 7 月 21 日

告示第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊予市広告掲載要綱（平成 18 年伊予市告示第 97 号）及び伊予市広告掲載基準に定めるもののほか、伊予市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、伊予市広告掲載要綱において使用する用語の例による。

- (1) リンク 関連付けられたインターネットのウェブページを参照できるように、その所在を示した情報又は文字列をいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ上に表示されるリンク付きの広告画像により、広告主の指定するウェブページ（以下「リンク先」という。）に誘導するものをいう。

(広告の種類)

第 3 条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の内容等)

第 4 条 バナー広告及びリンク先の内容等は、伊予市広告掲載要綱及び伊予市広告掲載基準に適合しなければならない。

(広告の規格)

第 5 条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル 横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG・PNG 形式（アニメーション不可）
- (3) 容量 8 キロバイト以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第 6 条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページを表示する画

面の下部とする。

2 広告の枠数は6とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき月額1万円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に3か月以上12か月以内の期間において、連続して掲載することができる。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、市ホームページ、伊予市が発行する広報紙等で行うものとする。

(広告の掲載申込み)

第10条 市ホームページへ広告掲載を希望する広告主は、伊予市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿の電子データを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、広告掲載の審査に必要と認めるときは、広告主に対し関係資料の提出を求めることができる。

(掲載の決定方法)

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を伊予市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、広告主に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申込みの数が第6条第2項に規定する枠数を超えたときは、次の各号に掲げる順位により広告掲載を決定するものとする。

(1) 第1順位 公共的団体

(2) 第2順位 市内に事業所、営業所又は店舗等を有する法人又は個人

(3) 第3順位 前2号に掲げる以外のもの

3 市長は、前項の規定による順位が同じ申込みがある場合は、掲載希望月数の多い申込者を優先するものとする。

4 市長は、前2項の規定によっても広告掲載を決定することができない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 前条第1項の規定により広告掲載決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、当該広告の掲載期間に係る掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (3) その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、既に納入のあった広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、広告掲載の開始日前において 広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載ができなくなったときは、既に納入のあった広告掲載料

を広告主に全額返還するものとする。

2 市長は、広告掲載の期間中において、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載ができなくなったときは、既に納入のあった広告掲載料のうち、当該月にあつては日割り（円未満切捨て）による広告掲載料相当額を、当該月以後の月にあつてはその広告掲載料月額を広告主に返還するものとする。

3 市長は、広告掲載の期間中に本市の都合により市ホームページの運営を一時停止した場合は、前項の規定に準じて、その広告掲載料を返還するものとする。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

4 前3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、市ホームページ に掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全て につき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 広告主は、広告掲載に関し第三者に損害を与えたときは請求が場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第11条第1項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

5 広告主は、リンク先がウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明したときは、直ちに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、リンク先の安全が確認されるまでの間、リンクの削除又はリンク先の変更をすることができる。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 18 年度における広告掲載期間の特例)

2 平成 18 年度における広告の掲載期間は、第 8 条の規定にかかわらず、10 月から翌年 3 月までとする。

附 則 (平成 27 年 2 月 9 日告示第 22 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 18 日告示第 96 号)

この告示は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

伊予市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）伊予市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

〔担当者〕

連絡先（電話、Fax）

E-mail

伊予市ホームページへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

リンク先の内容	
リンク先URL	
バナー広告の内容	
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで（ か月間）
広告主の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 広告原稿の電子データ（GIF、JPEG、PNG形式・アニメーション不可） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める関係書類
備 考	

様式第2号（第11条関係）

伊予市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで申込みのあった伊予市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する

掲載期間	年 月 から 年 月 まで
掲載料	円
掲載料の 納入方法	年 月 日までに同封の納入通知書により納入してください。
掲載条件	

2 掲載しない

理 由	
-----	--

